

福祉用具購入費の支給

「福祉用具購入費の支給」とは、在宅の要介護・要支援者が入浴・排せつなどに使用するため福祉用具を購入したときに、購入費用の9割分～7割分が支給される介護保険の制度です。

支給方法

① 償還払い方式

「償還払い方式」とは、福祉用具を購入する方が、いったん費用の全額を事業所に支払い、その後、区役所または支所に申請して自己負担分の1割～3割を除く保険給付分の9割～7割の支給を受けていただく方法です。

② 受領委任払い方式

「受領委任払い方式」とは、福祉用具を購入する方が費用の1割～3割のみを事業所に支払い、保険給付の9割分～7割分は、名古屋市が利用者の方から受領に関する委任を受けた事業所に直接支払うことにより、利用者の方の一時的な費用負担を回避する方法です。

また、「受領委任払い方式」を利用する場合には「受領委任払い取扱事業者」として登録された事業所を利用することが必要となります。「受領委任払い取扱事業者」の一覧はNAGOYA かいごネット「トップページ>事業所検索>福祉用具購入費受領委任払い登録事業者」で確認できます。

支給要件

- ・在宅の要介護・要支援者の日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であること。
- ・福祉用具購入費の支給対象となる種類であること。
- ・特定福祉用具販売事業所として都道府県等による指定を受けた介護保険サービス事業所にて購入していること。

利用限度額

要介護・要支援状態区分に関係なく1年あたり（4月1日～翌年3月31日）10万円までです。

※原則として購入費用の9割～7割が福祉用具購入費として支給され、1割～3割は自己負担となりますので、最大9万円～7万円まで支給されます。

※利用限度額（10万円）を超えた額については、全額自己負担になります。

●福祉用具を購入する場合は、以下の点にご注意ください●

- 福祉用具購入費の支給を受けることができるのは、要介護認定または要支援認定を受けている在宅の方だけです。要介護認定等を受ける前に福祉用具を購入した場合は、福祉用具購入費の支給を受けることができません。
- 原則、当該制度にて購入した、用途が同じものや機能が同一の福祉用具(用途・機能が著しく異なるものを除く)の再購入はできません。ただし、福祉用具を破損した場合や要介護度が著しく高くなった場合など特別な事情がある時で、必要と認められる時は再度支給されます。
- 医療病床や介護保険施設に入院(所)中に福祉用具を購入した場合は福祉用具購入費の支給対象とはなりません。ただし、入院(所)中の購入であっても、退院(所)に向けて購入した場合で、退院(所)し、居宅において利用できる状態となった後に支給申請があった場合は支給対象となります。

支給対象となる福祉用具の種類

支給対象となる福祉用具については、以下の表を参照してください。すべての福祉用具の購入が支給対象ではありませんのでご注意ください。

| 種 類 | 福 祉 用 具 の 機 能 お よ び 構 造 な ど |
|----------------------------|--|
| 腰 掛 便 座 | <ul style="list-style-type: none"> ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。） ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの ・便座、バケツなどからなり、移動可能である便器（<u>水洗機能を有する便器</u>※を含み、居室で利用できるものに限る。） <p>※平成27年4月以降購入分より支給対象、ただし設置に要する費用については支給対象外</p> |
| 自動排泄処理装置の交換可能部品 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。） |
| 入浴補助用具 | <ul style="list-style-type: none"> ・入浴用いす……………座面の高さが概ね 35 cm以上のものまたはリクライニング機能があるもの ・浴槽用手すり……………浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの ・浴槽内いす……………浴槽内に置いて利用できるもの ・入浴台……………浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にするもの ・浴室内すのこ……………浴室内に置いて浴室の床の段差を解消するもの ・浴槽内すのこ……………浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの ・入浴用介助ベルト…居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの |
| 簡 易 浴 槽 | <ul style="list-style-type: none"> ・空気式または折りたたみ式で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても、使用しない時に立て掛けるなどにより収納できるものを含み、また、居室において必要があれば入浴が可能なもの）であって、取水または排水のために工事を伴わないもの |
| 移動用リフトのつり具の部分 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体に適合するものであり、「移動用リフト」（福祉用具の貸与の対象となるもの）に連結できるもの |
| 排泄予測支援機器 (令和4年4月1日から追加) | <ul style="list-style-type: none"> ・膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの |
| スロープ (令和6年4月1日から追加) | <ul style="list-style-type: none"> ・主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの（便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものとは除く）であって、取り付けに際し工事を伴わないもの |
| 歩行器 (令和6年4月1日から追加) | <ul style="list-style-type: none"> ・歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える機能を有するもののうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器（車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。） |
| 歩行補助つえ (令和6年4月1日から追加) | <ul style="list-style-type: none"> ・カナディアンクラッチ、ロフトランドクラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る |

福祉用具については、他に介護保険の「福祉用具貸与」のサービスが利用できます。利用できる種類は車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具（空気マットなど）、体位変換器、手すり、スロープ（※）、歩行器（※）、歩行補助つえ（※）、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置などです。（※の福祉用具のうち一部については、貸与と販売どちらの制度を利用するか選択することができます。）

申請手続

① 購入予定の福祉用具が福祉用具購入費の支給対象であるかどうか不明な場合は、購入する前に介護支援専門員（ケアマネジャー）やお住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にご相談ください。

② 介護保険の特定福祉用具販売事業所にて福祉用具を購入します。
★償還払い方式の場合は、購入先の事業所に購入費用の全額を支払い、受領委任払い方式の場合は、購入費用の1割～3割を支払います。
事業所から、領収証、購入した福祉用具のパンフレット及び証明書を受け取ります。

③ 区役所福祉課または支所区民福祉課へ支給申請を行います。なお、申請には以下の書類などが必要です。

<提出または提示していただく書類など>

1 支給申請書

<償還払い方式の場合>

介護保険居宅介護/介護予防福祉用具購入費支給申請書

<受領委任払い方式の場合>

介護保険居宅介護/介護予防福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）

※ 申請書の用紙は、区役所福祉課または支所区民福祉課にあります（名古屋市公式ウェブサイト「トップページ」>暮らしの情報>届出と証明>申請書・届出書ダウンロード>福祉用具の購入費の支給」からもダウンロードすることができます）。

提出していただく書類は必ずボールペンや万年筆などで記入し、えんぴつや文字が消せるペンなどでは記入しないでください。

2 領収証（原本）

（購入した福祉用具の購入価格が記載されたもので、領収証の宛名は被保険者ご本人のもの）

3 購入した福祉用具のパンフレット（原本または写し）

（製造会社名・商品名・型番などがわかるもの）

4 販売事業所が発行した証明書

5 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証

6 被保険者ご本人の預金通帳など口座の確認ができるもの

（受領委任払い方式の場合は、口座の確認ができるものは必要ありません。）

7 戸籍謄本等相続人であることがわかるもの

（福祉用具購入後、申請までの間に被保険者の方が死亡し、相続人の代表者の方が申請する場合に必要です。ただし、被保険者の方が死亡した時点で、被保険者の方と相続人の代表者の方が名古屋市住民基本台帳上同一世帯に属している場合は必要ありません。）

8 医学的な所見の確認ができる書類（排泄予測支援機器の購入の際）

※以下（1）～（4）のいずれか

（1）介護認定審査における主治医の意見書

（2）サービス担当者会議等における医師の所見

（3）介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見

（4）個別に取得した医師の診断書 等

9 販売事業所が作成した「排泄予測支援機器 確認調書」（排泄予測支援機器の購入の際）

④ 給付費支給決定通知書が届いた後、償還払い方式の場合はご指定の口座に、受領委任払い方式の場合は事業所の口座に福祉用具購入費が振り込まれます。

● お問い合わせ・ご相談は ●

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課へおたずねください。

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| ●千種区役所 | TEL 753-1834 | FAX 751-3120 |
| ●東区役所 | TEL 934-1193 | FAX 936-4303 |
| ●北区役所 | TEL 917-6532 | FAX 914-2100 |
| ●北区役所楠支所 | TEL 901-2269 | FAX 901-2271 |
| ●西区役所 | TEL 523-4598 | FAX 521-0067 |
| ●西区役所山田支所 | TEL 501-4975 | FAX 504-7409 |
| ●中村区役所 | TEL 433-2916 | FAX 433-2074 |
| ●中区役所 | TEL 265-2324 | FAX 241-6986 |
| ●昭和区役所 | TEL 735-3913 | FAX 731-8900 |
| ●瑞穂区役所 | TEL 852-9394 | FAX 851-1350 |
| ●熱田区役所 | TEL 683-9405 | FAX 682-0346 |
| ●中川区役所 | TEL 363-4419 | FAX 352-7824 |
| ●中川区役所富田支所 | TEL 301-8376 | FAX 301-8661 |
| ●港区役所 | TEL 654-9692 | FAX 651-1190 |
| ●港区役所南陽支所 | TEL 301-8345 | FAX 301-8411 |
| ●南区役所 | TEL 823-9411 | FAX 811-6366 |
| ●守山区役所 | TEL 796-4605 | FAX 793-1451 |
| ●守山区役所志段味支所 | TEL 736-2192 | FAX 736-4670 |
| ●緑区役所 | TEL 625-3957 | FAX 621-6841 |
| ●緑区役所徳重支所 | TEL 875-2207 | FAX 875-2215 |
| ●名東区役所 | TEL 778-3009 | FAX 774-2781 |
| ●天白区役所 | TEL 807-3888 | FAX 802-9726 |